

名古屋市医師会協同組合の皆さまへ

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・増口をご検討ください！

ドクターズ S & Y

(拠出型企業年金保険)

ゆとりある老後生活、豊かな生活設計のために



拠出型企業年金保険の魅力

計画的に退職後の準備ができます

在職中の積立てにより退職後の準備ができます。

加入口数は任意に設定できます

口数制の制度ですので、加入口数は
ライフサイクルに合わせて任意に設定できます。

幅広い給付内容で安心です

途中で脱退された場合、払込期間中に
死亡された場合でも給付が受けられます。

保険料控除の対象となります

払込予定期間 10 年以上の加入者の保険料は
個人年金保険料控除の対象となります。

申込締切日

2025 年 4 月 7 日 (月)

申込書提出先

組合事務局

申込書に所定事項をご記入のうえご提出ください。

名古屋市医師会協同組合

お問合せ・お申込み 福祉共済部
TEL 052-937-7832
名古屋市東区葵一丁目 18 番 14 号

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度
等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障
の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



厚生労働省
公的年金シミュレーター



本パンフレットについて

◆お申込みにあたって、商品内容や保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、以下の内容を記載した本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P1～P5）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

* 商品のしくみ

* 掛金、給付額試算 等

● 注意喚起情報（P6～P7）

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

* 予定利率の変更について

* 年金・一時金などが支払われない場合 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、保険料、積立金（給付額試算表の内容）などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

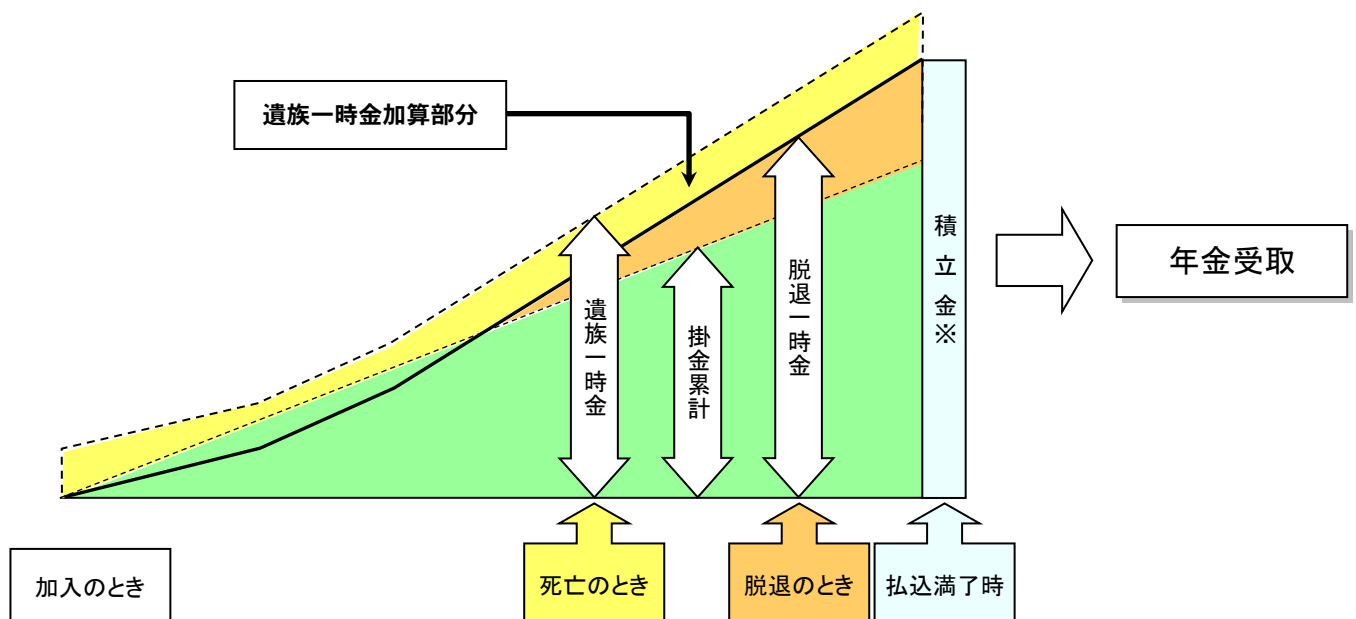


本パンフレットは大切に保管してください。

契 約 概 要

① 商品のしくみ

- ◆役員・従業員などの自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当組合を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆在職中に積立てを行い、掛金払込満了後は積立金を原資とした年金が受け取れます。
- ◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。



◆加入者が負担した保険料は以下のとおり保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

	対象となる保険料控除	年間の所得控除額	
		所得税	住民税
加入日から払込満了までの期間が10年以上の方	個人年金保険料控除	50,000円限度	35,000円限度
加入日から払込満了までの期間が10年未満の方	一般生命保険料控除		

※「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率(予定利率)により運用されています。

② 加入対象者

当組合の組合員・従業員で加入日現在 15 歳以上かつ払込満了年齢までの期間が 2 年以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。
上記加入対象者ではない方は加入できません。

③ 払込満了年齢

70 歳

④ 掛金

- ◆年払 1 口 10,000 円（保険料 9,950 円、制度運営費 50 円）、最低加入口数 1 口
- ◆一時払 1 口 10,000 円（保険料 10,000 円、制度運営費 0 円）、最低加入口数 1 口
- ・掛金は加入者負担です。
- ・掛金から当組合にて必要な「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。
- ・一時払は年払に加入された方のみ取り扱います。

⑤ 給付額試算表

年 払 10 口 100,000 円、一時払 1 口 10,000 円の場合

※ 部分は、積立金額が掛金累計額を下回る期間です。

	加入 年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額 15 年確定年金 の場合	
年 払	年	円	約 円	約 円	◆<u>将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動(増減)します。</u> 左記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。 1. 契約が次の総加入口数を常に維持していること。 年払 740 口 一時払 1 口(初年度のみ) 2. 加入者全員の掛金が払込期月の 1 日までに入金されていること。 3. 予定利率が 2025 年 1 月現在のものと同一であること。 4. 配当金の加算がないこと。 ◆6 月 1 日に加入した場合を前提として計算しています。
	1	100,000	96,700	—	
	2	200,000	194,100	1,160	
	3	300,000	292,200	1,760	
	4	400,000	391,100	2,350	
	5	500,000	490,600	2,950	
	9	900,000	896,600	5,400	
	10	1,000,000	1,000,300	6,020	
	20	2,000,000	2,092,800	12,610	
	30	3,000,000	3,293,600	19,840	
	40	4,000,000	4,613,600	27,800	
一 時 払	年	円	約 円	約 円	
	1	10,000	9,730	—	
	2	10,000	9,790	50	
	3	10,000	9,850	50	
	4	10,000	9,920	50	
	5	10,000	9,990	60	
	6	10,000	10,060	60	
	10	10,000	10,350	60	
	20	10,000	11,220	60	
	30	10,000	12,240	70	
	40	10,000	13,380	80	

⑥ 加入日（増口日）

- ◆年払 6月1日
- ◆一時払 6月1日

なお、増口の場合、払込満了年齢までの期間が2年以上あることを要します。

⑦ 掛金払込満了時の給付内容

年金受取

（選択できる年金種類はP4「⑨年金種類」を参照ください）

- ・払込満了年齢に達したとき、加入者に年金が支払われます。
- ・一時金での受取りを希望される場合には、将来支払われる年金に代えて一時金で受け取ることもできます。
- ・年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引き続き、労働基準法に基づく加入者の遺族に年金が支払われます。

個人年金保険料 控除対象の方	加入期間10年以上 ⇒ 確定年金
一般生命保険料 控除対象の方	加入期間2年以上 ⇒ 確定年金 (ただし、基本年金月額が1万円未満の場合は一時金のみのお支払いとなります。)

⑧ 掛金払込期間中の取扱い

◆脱退された場合【脱退一時金】

- ・脱退時点の積立金（脱退一時金）が加入者に支払われます。
- ・なお、以下の要件を満たした場合、年金受取を選択することもできます。

個人年金保険料 控除対象の方	加入期間10年以上 かつ 脱退時の年齢が60歳以上 ⇒ 確定年金
一般生命保険料 控除対象の方	加入期間2年以上 かつ 脱退時の年齢が50歳以上 ⇒ 確定年金 (ただし、基本年金月額が1万円未満の場合は一時金のみのお支払いとなります。)

（選択できる年金種類はP4「⑨年金種類」を参照ください）

◆死亡された場合【遺族一時金】

死亡時点の積立金に年払1口あたり1,000円を加算した金額が、遺族一時金として遺族に支払われます。

積立金の払出し

取り扱いできません。

掛金払込の減口

下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、加入口数を減らすことができます。ただし、年払を最低1口以上継続していただきます。なお、減口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積み立てられます。

◆掛金払込の減口事由（①～⑦）

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病、障害、死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
- ⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

⑨ 年金種類

選択できる年金種類は次のとおりです。

年金種類	給付内容	基本年金月額 1 万円を受け取るために必要な積立金額 (この金額は今後の経済情勢などにより変動することがあります。)	
確定年金	年金受取期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。	15 年確定年金	1,659,526 円

⑩ 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

⑪ 引受保険会社について

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。



年金や一時金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P6 注意喚起情報「④年金・一時金などが支払われない場合について」



税務について

◆保険料

加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。

ただし、加入日から払込満了日までの期間が10年未満の加入者が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。

◆脱退一時金・払込満了時の一時金

一時所得として課税対象となります。

- ・同年度その他の一時所得がある場合は、一時所得の合計から50万円の特別控除額が控除されます。

◆遺族一時金

相続税の課税対象となります。

- ・受取人が法定相続人の場合は所定の非課税枠があります。
非課税枠は他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。

◆年金

雑所得として課税対象となります。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。
今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

生命保険料控除に関する税制改正について

2012年1月1日以降の新契約から、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました。当制度は、2011年12月31日以前に発足しておりますので適用限度額は従来どおり変更ありません。(2012年1月1日以降に新規加入・増口された部分も同様の取扱いとなります。) 他にご加入の保険契約がある場合、内容によっては取扱いが異なりますので個別の税務の取扱い等は所轄の税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当組合（契約者）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を当組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当組合が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社（事務幹事会社）は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供（関連会社・提携会社を含む）、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当組合に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

注意喚起情報

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当組合（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加) 加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当組合の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

③ 申込み時 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります。**

④ 請求時 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も、他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあります、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となる場合があります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拠出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

⑤ 請求時 脱退時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拠出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります。**



⑥ 諸制度 年金・一時金などをもらえなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当組合担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当組合担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額・一時金額などが削減されることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

＜生命保険契約者保護機構＞

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拋出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（年金サービス室）

【受付時間】

 **0120-307990**

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

●証券番号：365156403

●契約者名：名古屋市医師会協同組合